

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○告示（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部改正（漁業管理課）	（8・4揭示） 1
○廃川敷地等が生じた件（河川課）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	1
○建築基準法による道の指定（建築指導課）	2
○高知県収入証紙売りさばき所の廃止（会計管理課）	2
高知県公安委員会告示	
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	2
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数（7・28揭示）	3
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数（〃）	3
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（〃）	3
落札公告	
○落札者等の公告（土木政策課）	3

告 示

高知県告示第669号の2

令和4年3月高知県告示第425号（令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐろ））の一部を次のように改正する。

令和4年8月4日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(4)中「1.675トン」を「2.256トン」に改め、2の(5)中「3.0トン」を「2.419トン」に改める。

高知県告示第692号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、高知県土木部河川課及び高知県安芸土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 河川の名称
二級河川奈半利川水系1支加茂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年8月12日
- 3 廃川敷地等の位置
安芸郡北川村野友字杉ノ東乙607番2地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 21.31平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に高知県知事に下付の申請をしなければならない。

高知県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川船戸
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町上秋丸字坂本551番4から 高岡郡四万十町上秋丸字黒バナ447番4まで	前	3.5 }	149
	A	16.0	
高岡郡四万十町上秋丸字坂本550番3から 高岡郡四万十町上秋丸字黒バナ448番1まで	前	7.8 }	91
	B	20.5	

高岡郡四万十町上秋丸字坂本550番3から 高岡郡四万十町上秋丸字黒バナ448番1まで	後	7.8 }	91
---	---	----------	----

高知県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地日下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字木挽ヶ谷2228番から 高岡郡日高村沖名字戸梶2160番1まで	前	3.8 }	753
	後	5.2 }	
		24.8	753

高知県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年8月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 間崎布堂ヶ谷
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市初崎字入道	前	8.1 }	95

山413番21から 四万十市初崎字アサ ヒ山414番1まで		16.7	
	後	7.5 }	91
		9.6	

高知県告示第696号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

高岡郡四万十町平串字高尾986番18の一部から988番44の一部に至る延長149メートルの道

高知県告示第697号

売りさばき所が廃止されるので、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第4条第6項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市五台山5015番地1
高知県農業協同組合
代表理事組合長 秦泉寺 雅一
- 2 廃止される売りさばき所の所在地及び名称
土佐郡土佐町田井1495-1
高知県農業協同組合田井出張所
- 3 廃止年月日
令和4年6月17日

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第22号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査（以下「審査」と総称する。）を次のとおり実施する。

令和4年8月12日

高知県公安委員会委員長 古谷 純代

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類
規則第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免

- 許（以下「大型自動車免許等」という。）
- イ 普通自動車免許
- ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
- エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
- (2) 審査の期日
令和4年11月1日（火）から同月18日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）
- (3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書（以下「審査申請書」という。）を高知県公安委員会に提出すること。
その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項から第5項までの各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
- ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
- エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許に係る技能検定員資格者証
- カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けよう

- とする者については、普通自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 審査の実施に関する事項
- (1) 技能検定員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものにあっては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

項目	細目	方法等
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。)に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	

	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する知識	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては85パーセント以上、その他のものにあつては95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員審査(大型自動車免許等23,400円、普通自動車免許19,500円、特定第一種免許14,700円、大型自動車第二種免許等21,500円)
- イ 教習指導員審査(大型自動車免許等14,550円、普通自動車免許11,850円、特定第一種免許9,650円、大型自動車第二種免許等12,450円)

4 その他

審査の詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所指導係(電話番号088-893-1221内線373)に問い合わせること。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第113号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、11,918人である。

令和4年7月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
高知県選挙管理委員会告示第114号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、165,982人である。

令和4年7月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
高知県選挙管理委員会告示第115号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和4年7月28日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜	
高知市選挙区	91,435人
室戸市・東洋町選挙区	4,411人
安芸市・芸西村選挙区	5,892人
南国市選挙区	13,084人
土佐市選挙区	7,547人
須崎市選挙区	5,869人
宿毛市・大月町・三原村選挙区	7,518人
土佐清水市選挙区	3,794人
四万十市選挙区	9,438人
香南市選挙区	9,336人
香美市選挙区	7,380人
奈半利町・田野町・安田町・北川村・馬路村選挙区	3,008人
長岡郡・土佐郡選挙区	3,184人
吾川郡選挙区	7,882人
中土佐町・檮原町・津野町・四万十町選挙区	9,162人
佐川町・越知町・日高村選挙区	6,584人
黒潮町選挙区	3,114人

落札公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和4年8月12日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
春遠ダム（春遠第1ダム）本体建設工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部土木政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和4年7月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊谷・須工ときわ・伊与田特定建設工事共同企業体 香川県
高松市木太町3027番地1
- 5 落札金額
3,901,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和4年5月10日